

「社会福祉充実計画の策定状況の推移と再投下について」

平成 28 年度決算より社会福祉法人を対象に導入開始された『社会福祉充実計画』ですが、早いもので本年度で導入 5 か年目となります。

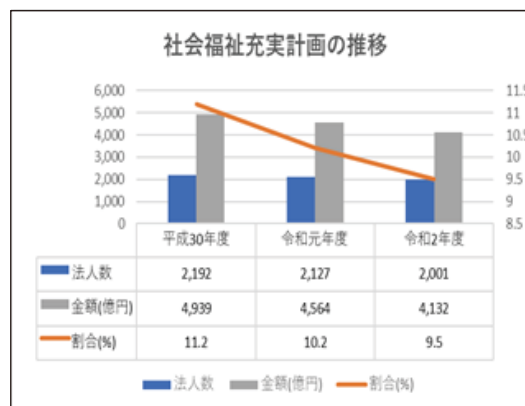
当初は充実計画の策定が必要となる法人は全体数の約 3～5 %、すなわち約 600～1,000 法人程度と見込まれておりました。

しかしながら、下表とおり、平成 30 年度は 2,192 法人で全法人に占める割合は 11.2 % となっております。これまで必要なかった法人においても、近年中に計画策定が必要となる可能性を踏まえて、法人の充実残額の試算や計画の策定準備を早めに検討しておく必要があります。

社会福祉充実計画については、『社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの』と定義づけされており、現時点での資金の再投下は『サービス向上のための既存施設の改築・設備整備』の費用が総額の 45%にあたる 1,889億円と最も多くなっており、『新規事業の実施(661億円)』・『職員給与、一時金の増額(180億円)』の順となっております。

地域の福祉充実のために、より効果的で重要性の高い計画を立て資金の再投下をしていくことが、『選ばれる園になるため』に必要となってくるのではないのでしょうか。

令和2年度 都道府県別『社会福祉充実計画』の策定状況							
	%		%		%		%
北海道	3.6	東京都	10.5	滋賀県	8.7	香川県	9.8
青森県	8.8	神奈川県	8.3	京都府	8.3	愛媛県	10.6
岩手県	10.5	新潟県	6.8	大阪府	8.3	高知県	4.1
宮城県	6.5	富山県	13.2	兵庫県	11.7	福岡県	8.4
秋田県	7.5	石川県	3.9	奈良県	10.7	佐賀県	9.5
山形県	7.2	福井県	7.6	和歌山県	9.5	長崎県	9.9
福島県	10.4	山梨県	7.6	鳥取県	4.6	熊本県	10
茨城県	8	長野県	7.7	島根県	9.4	大分県	8.2
栃木県	9.1	岐阜県	15.9	岡山県	7.9	宮崎県	19.8
群馬県	7.8	静岡県	10.3	広島県	10	鹿児島県	8.1
埼玉県	4.7	愛知県	8.6	山口県	11.8	沖縄県	5.4
千葉県	8.1	三重県	9.5	徳島県	14.9		



チャイルドグループ (株)幼保経営サービス コンサルティング部
チーフコンサルタント 細川 義浩

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

お問合せ <https://www.ans.co.jp/youho/postmail/index.html>